

別表1

サービス区分	支給単位
訪問系	
居宅介護	1事業所当たり
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
通所系	
生活介護	1事業所当たり
短期入所(単独型)	
療養介護	
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
自立訓練(宿泊型)	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
共同生活援助系	
共同生活援助(介護サービス包括型)	1住居の定員1人 当たり
共同生活援助(日中サービス支援型)	
共同生活援助(外部サービス利用型)	
児通所系	
児童発達支援	1事業所当たり
児童発達支援センター	
医療型児童発達支援センター	
放課後等デイサービス	
児訪問系	
居宅訪問型児童発達支援	1事業所当たり
保育所等訪問支援	
児・者 入所支援施設	
障害者入所支援施設	定員1人当たり
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	

注)事業所当たりとは、指定時に与えられる事業所番号毎の申請となる。

例えば事業所番号1111122222 の事業所が生活介護と就労継続支援事業 B 型を提供している場合、申請は1事業所となる。また、多機能は1事業所、同一住所は1事業所となる。

別表2

その1（食事提供体制加算がない場合）

訪問系	支給単位	都市ガスを利用している場合	プロパンガスを利用している場合
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1事業所当たり	20,800円	19,800円

通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
生活介護 短期入所（単独型） 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 自立訓練（宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	1事業所当たり	68,400円	59,600円	52,100円	43,300円

共同生活援助系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
共同生活援助（介護サービス包括型） 共同生活援助（日中サービス支援型） 共同生活援助（外部サービス利用型）	1住居定員1人当たり	4,500円	3,700円	2,300円	1,500円

児通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
児童発達支援 児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 放課後等デイサービス	1事業所当たり	34,200円	28,650円	26,050円	20,500円

児訪問系	支給単位	⑮ 都市ガスを利用している場合	⑯ プロパンガスを利用している場合
児訪問系 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	1事業所当たり	20,800円	19,800円

※1 「共同生活援助系」の支給単位は、1住居当たりの定員数とし、1住居当たりの定員数が5人未満の場合は一律6人とする。また、プロパンガスの契約の場合の1住居当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額2,300円を減算した額とする。

別表2

その2（通所系は食事提供体制加算がある場合、児通所系は食事提供加算（Ⅰ）、食事提供加算（Ⅱ）がある場合又は児・者 入所支援施設の場合）

通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
生活介護	1事業所当たり	136,100円	127,300円	119,800円	111,000円
短期入所（単独型）					
自立訓練（機能訓練）					
自立訓練（生活訓練）					
自立訓練（宿泊型）					
就労移行支援					
就労継続支援A型					
就労継続支援B型					

児通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
児童発達支援センター	1事業所当たり	101,900円	96,350円	93,750円	88,200円
医療型児童発達支援センター					

児・者 入所支援施設	支給単位	都市ガスを利用している場合	プロパンガスを利用している場合
障害者入所支援施設	定員1人当たり	9,500円	8,900円
福祉型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設			

※2 「児・者 入所支援施設」におけるプロパンガス契約の場合の1事業所当たりの補助額については、補助単価8,900円に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額2,300円を減算した額とする。